

# 広報 はむら

10月15日号  
令和5(2023)年

愛情ギュッとず〜っとはむら



市内のお気に入りの場所で、プロのカメラマンに家族の笑顔を撮影してもらった「家族写真撮影会」の様子。みんな、すてきな笑顔だったりん♪ (9月23日撮影)。



広報はむら 令和5年10月15日号

令和5(2023)年10月15日発行 第1103号 URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> 〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 (内)336 FAX 042-554-2921

## 羽村市ココロの健康セミナー 睡眠とメンタルヘルス

ぐっすり眠れない、眠りすぎるなどの睡眠障害はさまざまなメンタルヘルスの問題を引き起こします。それらを知っておくことで、自分の変化に早く気が付き、適切な対処ができるかもしれません。睡眠障害に対する薬以外の治療についても紹介します。



日時 11月17日(金)午後2時～3時30分 (受付…午後1時45分から)  
会場 プリモホールゆとろぎ2階講座室1  
対象 市内在住、在勤、在学の方優先  
定員 50人(申込順)  
講師 櫻井 準さん(精神科医/杏林大学医学部精神神経科学教室)  
申込み・問合せ 10月20日(金)(市外の方は11月1日(水))から、  
電話で、健康課(保健センター内) ☎625へ



▲櫻井 準さん

はい!

### 「お試し」のつもりが「定期購入」だった!?

問い合わせ 消費生活センター ☎641

インターネット通販で、健康食品や化粧品などの「お試し価格」「初回90%OFF」といった広告を見て、1回だけのつもりで注文したら、実際には2回目からは高額になる「定期購入」だった、というトラブルの相談が多く寄せられています。

#### 【事例】

動画サイトを見ていたら、「今だけお試し1000円」というサプリメントの広告が流れ、安いと思ってサイトにアクセスして購入した。すぐに商品が届いたが、それから1か月後に同じ商品が2セット届き、2万円の請求書が同封されていたため、初めて定期購入だとわかった。解約したい。

#### 【消費生活センターの対応】

特定商取引法では、ネット通販の「最終確認画面」に契約内容(商品の分量、販売価格、支払いの時期・方法、引渡し時期、返品や解約の方法、期限のある場合の申込期間)を表示することが義務付けられ、消費者を誤認させるような表示も禁止されています。

今回の相談では、定期購入であることが小さな文字で見つけづらい場所に表示されていました。そこで、消費生活センターから販売業者に、消費者が定期購入であることが分かりにくいことなどを問題点として解約交渉し、2回目以降の解約を申し入れました。

#### 【トラブル防止のアドバイス】

- インターネットで注文するときは「最終確認画面」で契約内容を慎重に確認しましょう。
- ◎「最終確認画面」のチェックポイント
  - ・定期購入になっていませんか。
  - ・定期購入の場合、継続期間や回数が決まっていますか。
  - ・支払う総額はいくらですか。
  - ・解約、返品はできますか。
  - ・解約の条件や連絡方法を確認しましたか。

※「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しておきましょう。  
不安に思った時、トラブルがあった時は早めに消費生活センターに相談してください。

4ページのはむりんクイズの答え ①ブドウの位置が左右逆 ②はむりんが手に持っている葉っぱ ③はむりんの横の木の実 ④はむりんの隣にいる動物 ⑤はむりんの頭の上のもみじが1枚緑になっている

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。